

北海道防災会議原子力防災対策部会
有識者専門委員会

議 事 録

日 時：2022年10月12日（水）午前10時開会
場 所：オンラインによる開催（Zoomを使用）

1. 開 会

【事務局（稲場原子力安全対策課長）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会を開催させていただきたいと思っております。

私は、北海道庁原子力安全対策課の稲場と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策といたしまして、Z o o mによるオンライン形式とさせていただいております。この会場にお集まりの皆様、報道機関の皆様も含めまして、マスクの着用、咳エチケットなど、ご協力をお願いいたします。

次に、Z o o mの操作についてです。

まず、有識者専門委員の皆様におかれましては、カメラは常にオンとしていただくようお願いいたします。マイクにつきましては、ご発言の際にのみオンとしていただきまして、それ以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。

次に、有識者専門委員以外の関係機関、町村の皆様におかれましては、カメラとマイクについては、原則ミュートにさせていただくようお願いいたします。

初めに、北海道原子力安全対策担当局長の高山からご挨拶を申し上げます。

【高山原子力安全対策担当局長】 原子力安全対策担当局長の高山でございます。

有識者専門委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当会議にご出席いただきまして、また、日頃から道の原子力防災対策の推進にご協力いただき、心から感謝を申し上げます。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、内閣府から岡本地域支援専門官、泊原子力規制事務所から柿崎原子力防災専門官にもご出席をいただいております。本日はありがとうございます。

本来は、皆様方と一堂に会しまして会議を開催すべきところでございますが、新型コロナウイルス感染症がまだまだ楽観視できない状況が続いておりますことから、昨年を引き続き、オンラインでの開催とさせていただきました。このような形での開催となり、ご不便をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願ひいたします。

本会議につきましては、北海道防災会議原子力防災対策部会に設置されております専門委員の学識経験者の皆様に専門的な見地から、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正などについてご助言をいただくものでございます。道では、これまでも防災計画の整備や防災訓練の実施などの防災対策を進めてきたところでございますが、防災対策にはこれで終わりというものはないと考えております。本日も、委員の皆様方のお力をお借りしまして、それぞれの専門分野からのご意見やご助言をいただきながら、さらなる原子力防災対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

本日の会議を含めまして、原子力防災対策の推進に委員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（稲場原子力安全対策課長）】 それでは、配付しております資料の確認からさせていただきますと思います。

お手元には、既にお配りしているかと思いますが、まず、資料1-1の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要について、資料1-2の〈修正案〉北海道地域防災計画（原子力防災計画編）新旧対照表、資料2-1の令和4年度北海道原子力防災総合訓練について、最後に資料2-2の令和4年度北海道原子力防災総合訓練実施要綱を出させていただきます。

資料につきましては、会議進行の中で画面において表示させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は、北浦委員と久下委員におかれましては、ご都合によりましてご欠席となっておりますことをご報告いたします。

また、先ほど局長からのお話にもありましたけれども、本日の会議にオブザーバーとして、内閣府から岡本地域支援専門官、原子力規制庁泊原子力規制事務所から柿崎原子力防災専門官にご出席をいただいております。

なお、本日、Zoomにより傍聴ということで、関係機関、町村の皆様が傍聴されていることをご報告いたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

これ以降の議事進行につきましては、座長をお引き受けいただいております小崎委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

2. 議 事

【小崎座長】 議事の進行を務めさせていただきます座長の小崎でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議題（1）北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（岩木原子力安全対策課防災係長）】 北海道庁原子力安全対策課の岩木でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速、資料を使いながらご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1を使いまして、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）概要についてご説明させていただきます。

まず、計画修正の趣旨でございますが、北海道地域防災計画は、国の災害対策基本法や防災基本計画等に基づき作成しているものでございまして、この計画につきましては、毎年検討を加えて、国の計画などの改正等により、修正の必要があると認められる場合はそれを修正することとしております。本年につきましては、原子力災害対策指針の改正及び国の防災基本計画の修正がございましたので、これらを反映させる計画の修正を行いたい

と考えております。

続きまして、2番の主な修正の概要になります。

大きく原子力災害対策指針の改正を踏まえた改正が2点ございまして、次に、国の防災基本計画の修正を踏まえた修正、最後にその他と大きく四つに分かれてございます。一つずつ、簡単にご説明させていただきます。

まず、一つ目の原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正ですが、本年度におきましては、原子力災害対策指針は4月と7月の2回の改正がございまして、それぞれを計画に反映させることとしておりますので、まず、4月の改正についての反映の部分になります。

こちらは、O I Lに基づく防護措置の対象となりました地域の19歳未満の方及び妊婦、授乳婦などを対象としまして、3週間以内に甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することなどの改正がございましたので、これを北海道の計画に反映させる修正をしたいと考えております。

こちらにつきましては、従来の指針におきまして放射性ヨウ素の吸入で内部被ばくが懸念される場合には、甲状腺についてモニタリング測定をしましょうという規定があったところでしたが、原子力規制庁の事業におきまして、甲状腺を詳細に測定できる装置が開発されたことを契機としまして、昨年、令和3年2月から原子力規制庁で検討チームが立ち上げられ、その対象やモニタリングの方法、体制などについて議論が行われ、同じく昨年9月に報告書がまとめられましたので、それを踏まえた改正が行われたという経過になってございます。

続きまして、二つ目の指針の改正を踏まえた修正になります。

こちらは、原子力災害時に防災業務に関わります防災業務関係者につきまして、放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲を明確化するなどの改正がございましたので、それを北海道の計画に反映させる修正を考えております。

こちらも従来の指針におきまして、防災業務関係者とか放射線防護対策につきまして、内容とか対象、主体などが書かれてはいたのですが、その記述が限定的であったり、不明確であったところがあったため、国におきまして、関係省庁とか自治体と意見交換するなどの検討を進めまして、本年、令和4年3月にその考え方が整理され、それを踏まえて指針が改正されたという経緯になってございます。

続きまして、三点目、国の防災基本計画の修正を踏まえた道の計画の修正でございます。

こちらは、今ご説明しました国の指針の改正に伴う計画の修正ですとか文言の整理がございましたので、それらを反映させる内容となってございます。

また、その他として四点目になりますが、北海道におきまして協定の締結を踏まえた外国人支援に関する事項を明記する修正をしております。

こちらは、もともと必要に応じて外国人対応につきましては、北海道庁内にあります国際課などの協力を得まして対応していくこととしていたところでしたが、本年7月に公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター、略してH I E C Cと呼んでおりま

すが、こちらと災害時の外国人対応に関する協定を締結いたしました。これを契機に、外国人対応の部分について具体的に体制に盛り込むことを明確に記載しております。そのほか、文言整理などを行ったところでございます。

なお、今後のスケジュールについてですが、本日、有識者専門委員会を開かせていただきまして、今月中に北海道防災会議の幹事会、さらに来月に北海道防災会議を開催して、計画の改正を成案とさせていただき予定としているところでございます。

続きまして、資料1-2についてご説明させていただきます。

こちらは、今、ご説明した内容の詳細が書かれておりまして、それについてご説明をさせていただきたいと思っております。

早速ですが、資料の1ページ目になります。

まず、市町村の機構の改正がございましたことから、その改正に伴う修正を加えております。

続きまして、後段ですが、もともと平仮名だったところを漢字に直す文言整理を加えております。

続きまして、同様の漢字の修正がございまして、次の部分につきましては、もともと防災業務関係者の人材育成という節で書かれている文言になりますので、重複している言葉を削除する文言整理をしてございます。

続きまして、下段になりますが、こちらは文言を一部書き足す修正をしてございまして、国の防災基本計画修正に伴う修正となっております。

続きまして、これも国の防災基本計画修正に伴う修正となっております。原子力防災管理者が災害時などに文書をもって連絡する宛先というか、送付先として書かれている文言につきましては、従来より内閣府にも送信することになっていたところだったのですが、それが基本計画上、書かれていなかったということで追記があったものですから、道の計画でもそれを追記しております。

次は、北海道庁内の機構改正に伴う修正ということで、部署の名前を修正してございます。

次のページになりますが、細かい点で恐縮ですけれども、真ん中の句読点の丸が抜けていたので、それを書き足す修正をしてございます。

次も北海道の機構改正に伴う修正ですが、それが次の6ページ目にも同様に続いているところです。

7ページ目になりますが、画面上、字が非常に小さくなっていますが、こちらの赤字が続いている部分です。こちらは国際課と書かれていまして、内容としましては、外国人の対応に関することとして、災害情報の多言語発信等に関することと書かせていただいております。こちらは、先ほどの概要でご説明させていただきました協定の締結を契機とした外国人支援に関する組織と所掌事務をこちらに明記する形となっております。国際課というのは、先ほどの協定のH I E C Cとの連絡の窓口となる部署になりますので、その

部署をこちらに書き足す形としております。

また、中段とさらに下の部分につきましては、北海道の機構改正に伴う修正となっております。

続きまして、画面上、字が小さいのですが、発災時の第3非常配備の組織図になってございます。こちらは現地に設置する組織として、医療班の中に保健福祉部に所属されている技監に現地に行っていただくことに元々なっていたのですが、今回、国の原子力災害医療派遣チーム活動要領が策定されたことに伴いまして、このチームの一員として札幌の本庁で各種調整業務に当たるといことで、活動する場所が変更になったものですから、現地本部の組織の一員としての記述を削除してございます。

併せて、道の機構改正に伴う修正も加えております。

続きまして、緊急時モニタリングの実施体制、連絡系統図の中に関してですが、もともと企画調整グループの中に、緊急時モニタリングセンター設置後は、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施と括弧書きさせていただいておりました。ただ、こちらの括弧書きの内容は、このグループに関するだけでなく、モニタリングを行う組織全体に関することですので、記述する場所、記載の整理といことで欄外に移す修正してございます。

続きまして、こちらですが、まず、送り仮名があったのを削除するという文言整理を一つ加えさせていただいております。

次に、中段のオのところですが、原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正となっております。関係町村におきまして、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者に対して、避難所等におきまして甲状腺被ばく線量モニタリングを受けるよう周知するものとするというのを書き足させていただいております。

なお、甲状腺被ばく線量モニタリングにつきましては、事前にも周知を行っていきたいと考えておきまして、元々計画の中で、事前の対策として、住民の皆様へ原子力防災に関する知識の普及と啓発を行うこととしており、例えば放射性物質の特性とか放射線防護に関すること、緊急時に北海道などが講じる対策の内容に関することを広く広報、周知することとしております。その中で、甲状腺被ばく線量モニタリングにつきましても、対象者がどういった方になるかといことを整理して、事前の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、計画の修正の中身に戻らせていただきますが、ページ一番下になります。こちら原子力災害対策指針の改正に伴う修正となっております。防災業務関係者の防護対策の中に、どういった方に対して防護対策を講じるかとい文言を追記してございます。応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する方を防護の対象とするという記述が原子力災害対策指針の改正で盛り込まれたことから、道の計画上でも盛り込む修正をしているところでございます。こちらが次のページにも続いて追記する形を取らせていただいております。

次に、原子力災害医療の活動についての記載です。

先ほどご紹介しました指針の改正に伴う甲状腺被ばく線量モニタリングの関係で追記をさせていただくところですが、ウ、避難所等における対応としまして、北海道は関係機関の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対し、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するための甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するという旨を新たに追記させていただいております。

続きまして、現行の朱書きが続いているところですが、医療活動における医療班の組織及び業務について記載しているところです。元々医療班の各チームごとに担う業務が先に来ていて、組織の編成基準について書かれている表が業務の内容の次にまとめられている記載になっていたのですが、順番が逆のほうがよいのではないかと考えまして、組織の編成基準などを先に持ってきて、各班、各チームの業務の内容を後段に持ってくる文言整理をさせていただきます。

続きまして、次のページの医療チームの組織編成に関する記載でございます。

こちらは、指針の改正に伴って、医療チームで甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を担うという形で整理させていただきますが、それを契機としまして、元々ご協力をいただいていたのですが、診療放射線技師の皆様にもさらにご協力をいただいく必要が生じることから、放射線技師の皆様の役職というかお名前を、医療チームの組織の一員とさせていただきますということで追記させていただいております。

続きまして、改正の下段の朱書きの部分は、先ほど言った記載の整理と、医療チームの業務として甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する旨を追記させていただいております。

続きまして、キのところですが、原子力災害医療活動の実施についての内容を記載させていただいておりますけれども、原子力災害対策指針の改正に伴う甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について、その内容を記載しております。

医療チームにおいて、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者に対して、避難所等、またはその近傍の適所において、サーベイメータなどを用いて簡易測定を実施するものとします。スクリーニングレベルを超えるものは、甲状腺モニタなどがある原子力災害拠点病院などで詳細の測定を行うこととします。

なお、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者は、O I Lに基づきます避難等を指示された地域に居住する住民などであって、19歳未満の方ですとか、妊婦及び授乳婦などを基本とすることとします。

また、乳幼児につきましては、測定困難な場合に行動を共にした保護者などを測定することで、乳幼児の線量を推定することといたします。こちらは、繰り返しになりますが、国の指針改正に伴う新設の部分となっております。

続きまして、原子力災害医療活動の連絡系統図ということで、実際に活動を行う体制図になるのですが、医療チームの役割を記載しているところに甲状腺被ばく線量モニタリングという文言を追記しております。

次は、緊急輸送活動に関する記載で文言整理をさせていただいておりました、実際の緊急輸送の動きに合わせた文言の整理をさせていただきました。

最後のページになりますが、原子力災害の場合の緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて記載しております。こちら指針の記載を転記する形になっているのですが、字が細かくて、画面上、非常に見にくくて申し訳ないのですが、東京電力株式会社様の名称が東京電力株式会社から東京電力ホールディングス株式会社に変更がありましたので、それを反映させる文言整理を加えさせていただいております。

計画の修正の案の説明は以上です。

【小崎座長】 大変分かりやすくご説明くださいます、ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事項について、ご質問やご意見などがございましたらお願いいたします。

【畠中委員】 札幌医科大学の畠中でございます。

診療放射線技師を追加いただきまして、ありがとうございます。彼らはモニタリングの技能も非常に高いですし、実際に現場で非常に役立てると思いますので、今回、追記いただいたことを感謝しております。代わってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

【小崎座長】 きちっと明記されるというのは非常によいことかと思えます。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

私から一つ伺いたかったのは、甲状腺被ばく線量モニタリングなど、新たな内容が加わってくるわけですが、こういったことが入ってくると、事務局を含めて関係の方々に大変な作業がこれから入ってくると思います。そこで、スケジュール感といいますか、今後、国の動きなどを見ながらと思いますが、かなり前倒しで準備を進められると思いますけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

【事務局（岩木原子力安全対策課防災係長）】 ご質問にお答えさせていただきます。

甲状腺被ばく線量モニタリングに関しましては、国におきまして、今後、マニュアルを示すというお話をいただいているところでございます。ただ、示す旨は伝えられているのですが、まだ具体的な案も含めて示されていない状況にございまして、まずはそのマニュアルが示されるのを待つということになるかと思えます。

ご案内のとおり、計画の中にあまり細かく書き込めていないのはそういったところもあるのですが、今後、国のマニュアルが示された上で、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係る実施要領やマニュアルを関係医療機関、さらには町村などご相談させていただきながら固めていって、それを一つの案としてまとめていくことになると思います。さらには、今後、それをブラッシュアップしていくために、研修とか訓練の実施ということも将来は考えていくことになるかと思っております。

いずれにしても、原子力規制庁などのマニュアルが示されるのを、情報収集もしながら待ちたいという状況でございます。

【小崎座長】 分かりました。

これからかなり大変な作業があるのかなと思いますけれども、ぜひ今まで以上に対応していただければと思います。ありがとうございます。

ほかに委員の先生方からございますか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は、議題(2)令和4年度(2022年度)北海道原子力防災総合訓練についてです。

まずは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局(池田原子力安全対策課課長補佐)】 北海道庁の原子力安全対策課の池田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料2-1の一枚物からご説明させていただきます。

今年の訓練の目的ですけれども、万が一の原子力災害に備えまして、私たち防災関係機関の対応技術の向上や、住民の方々の防災意識の高揚、理解促進を図ることを目的として訓練を実施いたします。

主催は、北海道庁とUPZ内の13町村になります。

日時は、今月末、10月31日の月曜日としております。

参加機関ですが、避難先となる23市町村、国、関係機関ということで、あとは通信訓練や社会福祉施設とか学校にも屋内退避などで参加いただきますので、総勢で330ぐらいの機関を予定しております。

訓練の想定としましては、新型コロナウイルスの流行下に後志地方で震度6強の地震が発生し、地震によるものではないのですけれども、同じタイミングで泊発電所の3号機で一次冷却材の漏えい事故が発生するという状況としまして、原子力災害が発生していて、なおかつ自然災害も発生しているという複合災害に対して私たちがどう対処していくか、そういった訓練をしていきたいと考えております。

訓練の内容としましては、大きく意思決定訓練と実動訓練がございます。意思決定のほうは、共和町にあるオフサイトセンターに、内閣府であったり、道庁、町村、実動機関が色々と集まってきて、機能班に分かれてそれぞれに情報の収集・整理をしていますので、そういった作業や、こういった機関による協議会の全体会議なども立ち上げて、そこで様々なことを決定していくという訓練を実施していきます。

一部、ブラインドの部分も付与していきたいと思っております。

災害対策本部訓練は、道庁と町村にそれぞれ災害対策本部を設置しますので、それぞれの機関の役割ということで、様々な状況を付与していった意志決定していくことを考えております。

実動訓練については、黒い四角で三つございまして、住民避難と災害医療活動と緊急時のモニタリングということなんです。

まず、住民避難の訓練については、今年は2年ぶりに住民の方々にご参加いただくよう

準備を進めておりますが、まずは住民の方々に段階的に避難していただくところの手順をご理解いただければということで、そういったところに主眼を置いて、しっかりと着実に進めていきたいと考えています。段階的な避難と、感染症対策を講じた防護措置ももちろん進めてまいります。

今年については、北側に放射性物質が流れていくという状況を想定しますので、避難対象となるUPZの地域は北側の泊、神恵内、積丹、古平、余市の方々となります。

孤立地域を想定した避難については、地震によって土砂災害などが発生して孤立地域が発生したという状況を付与しますので、陸上自衛隊によるヘリとか装甲車、海上保安庁による船舶といった実動機関の協力をいただいて住民の方々を救出していくという訓練をしていきたいと考えております。

避難所の開設は、感染症対策を講じた避難所の開設はもちろんですが、先ほど計画の中でもございましたが、北海道国際交流・協力総合センター、HIECCと北海道庁で災害時の協定を結んでおりますので、協定に基づいてHIECCにも対応いただくということです。具体的には、外国人の方々が多い地域ですので、避難所に在住外国人の方が来られたときに、HIECCとオンラインで結んで住民対応をしていただくことを考えています。

要配慮者施設については、社会福祉施設と学校に通報連絡をして、屋内退避などに参加いただく予定です。

一時滞り場所の設置運営は、避難先になりますので、今回は札幌市や小樽市の職員の方々に対応いただくのですが、一時滞り場所の設置運営訓練をしていこうということです。

また、避難経路からの迂回路の緊急誘導については、避難路で多重事故が発生し、そこは通れないという状況を付与しまして、そこから先はブラインドにして、実際にどこを歩いていくかということを決めて、なおかつ、警察官にもそこに誘導で立っていただいて、警察車両で実際に車両の誘導をするというところまで実動でやっていきたいというふうに準備を進めているところです。

続きまして、災害医療活動訓練は、避難退域時検査、簡易除染ということで、こちらは有識者の先生方からご意見をいただいておりますが、屋外で避難退域時検査をする場合を検討すべきというご意見をいただいておりますので、今年は屋外に2か所、余市と小樽に設営することとしています。

医療機関への患者搬送と受入れ施設での医療措置のところは、こちらは泊発電所で被ばく傷病者が発生したという状況を付与しまして、岩内協会病院から札幌医科大学にヘリで搬送するという訓練をする予定です。

最後のモニタリング訓練は、緊急時モニタリングセンターの設置と、実際のモニタリング活動も実動でやっていこうと考えています。

7番目の課題の整理ですが、参加いただく住民の方々へのアンケートや、有識者の先生方からの評価や、私たちプレイヤーとして参加する者の振り返りをしっかり事後調査とし

て行いまして、今後の課題整理、計画への反映に生かしていきたいと考えております。

資料2-1については以上です。

続いて2-2になりますが、実施要綱ということで、多少重複するところがありますので、そこは割愛させていただこうと思います。

1ページから4ページまでは、先ほどの実施機関などが出ています。ここにたくさん出ていますけれども、足し合わせると大体330くらいになるかというところでは。

5ページ目に参ります。訓練の想定です。

1日の進行シナリオの大まかなものですが、朝の4時頃に地震が発生し、その後、泊発電所で一次冷却材の漏えいが発生します。訓練自体は9時からの開始になりまして、まず、9時半に緊急事態宣言が発出されます。その後、会議を開いて、まず、PAZの方々が避難してくださいということをその会議で確認をしていきます。その後、10時半から2日間ほど時間がスキップしまして、この間に1日経った時点でのモニタリング調査で、先ほど申し上げた北側に放射性物質が流れていることが分かったという状況を付与しますので、11時から再開して、そこでまた会議を行います。その中ではUPZの北側の地域が一時移転が必要になることをここで確認していくこととなります。

12時半ぐらいには事態が収束する方向だという連絡を付与して、最後に2時半からオフサイトセンターの中での全体会議をして、3時に終了というのが1日の流れでございます。

次の6ページには、今申し上げた北側のエリアが対象となるということを図面で示しております。

その後は要素訓練の中身が続きます。先ほどと重複するので割愛させていただきます。10ページ目です。10ページ目に、訓練における感染症対策ということで、当日の検温や手指消毒、人と人の間の距離を空けたりということはしっかりやっていきましょうというところでは。換気ももちろんです。

10番目の訓練の中止ですが、こちらは地震とか津波警報という自然災害だったり、最近ですとミサイルも心配なところではあるのですが、仮にそういう事案が発生してしまった場合には、私どもも市町村の方々も関係機関も対応が出てきますので、訓練の中止であったり一部縮小もあり得ることを整理させていただいております。

最後の11ページです。

こちらは、実際に訓練の会場となる場所を地図上にそれぞれ落とし込んでおりますので、ご参考ということで添付させていただいております。

私からの説明は以上です。

【小崎座長】 ご説明をありがとうございました。

それでは、今、ご説明いただきました事項について、ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

【葛西委員】 札幌医大の葛西でございます。

2年ぶりに住民の方の避難訓練ができるということで、やはり訓練の中では非常に大事な要素になってくると思っているのですけれども、参加される住民の方々の規模感というか、どれくらいの方がご参加していただけるのか、もし現状で分かっていたらお教えいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局（池島原子力安全対策課課長補佐）】 現段階ですけれども、実際に避難で体を動かす方々は300名程度と見込んでおります。実際に屋内退避で参加される方々もいらっしゃるのですが、そこはまた別ですけれども、実際にバスに乗っての住民避難というところで言いますと300名程度です。

その中には、今回は北エリアが総合訓練の対象となっていますけれども、倶知安町とか、寿都町とか、町独自で住民避難するところもありますので、そういったところを含めると、実際に体を動かす方々は300名程度と今のところは把握させていただいています。

【葛西委員】 ありがとうございます。

【小崎座長】 ほかにいかがでしょうか。

私から一つ伺います。

この訓練は毎年行われて、これまで長いこと実施されてきたと思います。コロナで一時的縮小のときもありましたけれども、毎回、改善や工夫をなされて、かなり完成度の高い状態になってきているのではないかという意見が過去のこの委員会でも多かったと思いますが、今回、改めて行うことにおける着目点といいますか、こういったところを見ていきたいというポイントがありましたら教えていただければと思います。

【事務局（池島原子力安全対策課課長補佐）】 先ほど少しご説明させていただいたのですが、専門家の先生方からご意見いただいた避難退域時検査を屋外でやるというところです。

当然、雨だったり雪だったり風もあるかと思ひますので、テントなどの設営をしたり、レイアウトもしっかりと検討していきます。いつもは建物があるところでやってきていたのですけれども、実際の発災時にたくさん設置しなければならない状況もあるかと思ひますので、まずは屋外でしっかりやっぺいこうというところがポイントです。

二つ目としては、H I E C Cと協定が結ばれたということと、外国人が多い地域でもありますので、外国人への支援の拡充ということで、オンラインでの対応をしていこうということです。避難所先だけで言ひますと、実際に発災した場合には、避難所にそういう端末が用意できて、H I E C Cと結んでいければ非常に効率的に外国人への支援ができるかと思ひますので、そういったところは試していきたく思ひています。

最後は、繰り返しになりますけれども、2年ぶりに住民の方々に避難いただくということですので、原点回帰と言うと大げさかもしかかもしれませんが、しっかり段階的に避難いただくというところを着実にやっぺいこう、そこに軸足を置いてやっぺいこうと考えております。

以上です。

【小崎座長】 今、ご説明いただきましたけれども、屋外での避難時の検査というのは今回が初めてかと思えます。スタッフのオフサイトセンターの移設のときに、移動のときに、一度、屋外でやりましたかね。去年でしょうか。住民の方は初めてですかね。そういう意味では、非常に重要な知見が得られる可能性があると思えました。今年は10月末ですけれども、雪が降っている状態なども想定した形で、ぜひ屋外での避難時の住民検査の体制のチェックをしていただければと思いますし、私どもにもそれを見せていただければと思っています。

ほかに委員の先生方からいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 では、防災訓練につきましては以上とさせていただきます。

事務局で、原案に基づきまして訓練の準備等を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

さて、会議は以上ですが、全体を通してご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

【小崎座長】 特にないようでしたら、以上をもちまして本日の有識者専門委員会を終了とさせていただきます。委員の皆様には、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

3. 閉 会

【事務局（稲場原子力安全対策課長）】 座長を務めていただきました小崎委員には、円滑な進行をいただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様も、お忙しい中をご出席いただきまして、貴重なご意見、ご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

計画の修正や訓練などにつきましては、この後、事務局でもしっかり対応してまいります。

以上をもちまして、北海道防災会議原子力防災対策部会有識者専門委員会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上